

政務活動報告書

令和 6 年 11 月 13 日

〔会派名： 自由クラブ 〕

代表者氏名	山下 登	記録者氏名	山下 登
活動者氏名	山下 登		
活動日	令和 6 年 11 月 6 日（水）		
活動先	京都府京都市/京都 JA ビル		
活動目的	地方自治法第 109 条の規定に基づく議会運営委員会の運営、 役割と権限等について理解を深める		

1,議会運営マスター講座

- ・議会運営委員会の役割と権限について

2,講師

- ・廣瀬和彦
- ・(株)廣瀬行政研究所代表取締役/元全国市議会議長会法制参事
- *著書「Q&A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」など多数

3,テーマ/議会運営委員会の役割と権限

- ・役割と意義

議会運営委員会とは、会派間や議員間における議会運営の調整を行うことを目的として、議会運営を円滑にするため又は議長の諮問機関としての役割を果たすために設置することができる地方自治法 109 条に基づく常設の委員会。

- ・設置にかかる事項

議会運営委員会を設置するかどうかは任意。

設置は条例による。

また設置は 1 個に限られる。会派間等を調整する機関が複数存在すると調整がかえってつかなくなる。

- ・議会運営委員会定数の規定における留意点

議会運営委員を弾力的に運営するために議運委員定数を○人以内と規定することは適当でない。(行政実例昭和 31.9.28)

定足数等が不明確となるなど問題が生じる。

*不適切な規定例



佐伯市議会委員会条例 4 条(議会運営委員会の設置)

a.議会に議会運営委員会を置く。

b.議会運営委員会の委員の定数は 12 人以内とする。

・議会運営委員会の位置づけ

常任委員会・特別委員会と異なる第 3 の委員会。

国会における議院運営委員会は常任委員会。

*国会と異なる位置づけとした理由

常任委員会は、人口に応じて設置数が制限されていたこと(平成 12 年の自治法改正で数の制限はなくなった。)

地方公共団体の議会の委員会については、議員は 1 つの常任委員会の委員になれるのみであったため(自治法 109②)、議会運営委員会の委員になった場合は、地方公共団体の実質的な行政事務を調査・審査する常任委員会に属することができなくなることから。

特別委員会としなかった理由については、特別委員会では恒常的に議会運営について調査・審査するという議会運営委員会の性格にふさわしくない。

また事実上の委員会としなかった理由は、事実上の委員会に出席した委員の費用弁償や公務災害補償において問題が生じるため。

・議会運営委員会の常任委員会に対する優位性

理論上優位性はない。

実務上は議運の構成とその役割から各委員会への影響はある。

・議会運営委員会の所管事項

① 議会の運営に関する事項

議席・議員控室・議事の順序・発言の順序・会派ごとの発言時間割り当て・発言時間の制限・議員の出席・議員の辞職・議員の欠席・議長/副議長の選挙・委員会の構成・委員会の運営・特別委員会の設置・休会中の委員会開催・緊急質問の取り扱い・委員会への付託省略・会派・議員派遣・付託案件・小委員会/分科会・各委員会の各会派所属議員数の比率による割り当て・所属変更等

② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

具体例

a.地方自治法 120 条に基づく会議規則 b.地方自治法 109 条に基づく委員会条例 c.地方自治法 96 条 2 項に基づく議会の追加議決事件 d.地方自治法 138 条に基づく事務局設置条例 e.地方自治法 203 条に基づく議員報酬 f.地方自治法 100 条に基づく図書室設置条例 g.地方自治法 180 条に基づく専決委任等

③ 議長の諮問に関する事項

a.会期及び会期延長 b.休会 c.議会の秩序 d.議案/請願/陳情/動議等の取り扱い e.懲罰動議 f.地方自治法 133 条の処分要求 g.委員会間の所管争い h.案件の付託委員会 i.議選の監査委員/各種審議会委員 j.地方自治法 92 条の 2 における兼業禁止 k.副市長村長/教育委員長等の同意 l.委員派遣承認 m.参考人/公聴会 n.議員派遣

・ 議会に提出される議案の議運での取り扱い

Q.議会運営委員会はすべての議案の審査権を有するか

A.委員会の審査事項の範囲については

ア.議会の運営に関する事項

イ.議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

ウ.議長の諮問に関する事項について調査

エ.ア～ウに係る議案、請願・陳情等を審査するものであり、すべての議案、請願・陳情を審査するわけではない

議会運営委員会の所管を含むすべての議案がいったん集められ提案者から説明が行われるのは議事日程の作成のためや付託委員会を判断するため。

→それを超えて議会運営委員会の所管でない議案に対し、質疑や修正の是非、委員外議員の必要性などを述べることは越権行為→実質的な所管の委員会で行うこと

・ 議会運営に関する事項と議長の諮問に関する事項のすみわけ

*議会運営に関する事項と議長の諮問に関する事項は重複する部分が多い。

議長の諮問に関する事項は議長権限か、それと密接に関係のあるものに限定するのが

理論上の要請→議長の権限で法的には処理が可能であるが、円滑な議会運営のため議会運営委員会て協議・調整するのが適当。

・ 議会費の所管

議長の諮問に関する事項に議会費をいれることはできない。→長の予算として提案されたなら一般的には総務常任委員会の所管となる。

・ 議員定数条例の所管

*一般的には常任委員会又は特別委員会で審査することが違法とまではいえないので、各議会の自律権に基づきどちらかの委員会の所管か判断する必要がある。

例/十和田市議会(議員定数のみ)→市議会議員定数調査特別委員会

天童市議会(議員定数及び議員報酬)→議会運営委員会

亀岡市議会(議員定数及び議員報酬)→議会改革推進特別委員会→議会運営委員会

この方法はダメ

・ 議員報酬の所管

議員報酬については、地方自治法 109 条 3 項 2 号における「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項」の等に該当するとして議会運営委員会の所管とされている。

*議長/副議長/議員の報酬が 1 つの条例に規定されている場合、議会運営委員会の所管
議員のほかに執行機関の特別職等が含まれて規定されている場合、総務常任委員会の所管(特別委員会も可)

・ 議会運営委員会の答申と法的拘束力

運営に当たってはできるだけ全会一致となるように努力するなど各会派の意見が十分反映されるような運営を心掛けるべき。

・議運の答申

議長の諮問に対する議運答申の効力→法的効力はない

答申の取り扱い→議会各会派の意見の相違であることから、議長は違法でない限り当該答申に事実上拘束される。

・先例/議運申し合わせの意義と必要性

地方議会にかかる権限等を規定した法律として、憲法、地方自治法、会議規則、委員会条例、傍聴規則等がある。しかし法律だけで円滑な議事運営をすることはできないため法律の隙間を埋めるためのものが必要(先例/申し合わせ)

先例とは、議会における慣行を当該議会の規範として熟知したもの。

申し合わせとは、議会運営委員会等において議会運営等に関する事項について順守すべき事項をきめたもの。

*先例等の必要性は、多様な事案に適切に対処し議会運営を円滑に行うためには、法律だけでは十分でないため。

・先例等の効力と取り扱い

法的効力→先例等には法的効力はないので先例等に反することが直ちに違法とならない。

議会において事例が積み重ねられ、慣行となり、尊重されるので事実上法令等に準じる効力を持つ。→先例/申し合わせが重要視される傾向

*先例等は絶対的なものでないため、全員協議会等で確認し必要に応じて改正し全会一致により運用することが適当。

・議運申し合わせを順守しない場合の取り扱い

議運申し合わせはあくまで法規でないため、順守しないことが直ちに違法とはならない。

効力としては事実上の効力しかなく、法規である地方自治法や会議規則、委員会条例の効力は及ばない。そのため議運申し合わせより法律の規定が優先される。

憲法>法律(行政法)>条例・規則>規定・要綱>先例・申し合わせ

但し法律を盾に申し合わせを順守しない者に対しては、合法的に議員の権利を制限することは可能(質問/質疑/討論終結の動議等)

・議運決定に対する異論の取り扱い

議運決定は法的拘束力はないが、議員は自らの議運で決定した事項を遵守するのが適当。

議運決定や申し合わせに問題があると考えたら、項目と内容を具体的に記載して議運委員長または議長に申し出て議運で協議してもらうことが適当。

・先例/議運決定における留意点

原則は、議会運営委員会や全員協議会等は全会一致で決定すること

例外は、一般の議案と同様、過半数で決定することも可能→反対が多いと先例として順守しないことがでてくる。*先例/議会運営委員会決定は絶対的なものでない。

- ・議長と議会運営委員会の関係

議会運営委員会は議長を補佐し、議長は円滑な議事運営のために尽力する議会運営委員会の決定を尊重する関係→ただし議会運営委員会決定は議長を法的に拘束することは出来ず、政治的に拘束するのみ。

なお、議長は地方自治法 105 条に基づき議会運営委員会に出席し発言することは可能であるが、その際の発言は議長個人としての発言は差し控えることが適当。

- ・議会運営委員会と常任/特別委員会/協議等の場の関係

常任委員会/特別委員会は、委員会条例で自由に規定

議会運営委員会、地方自治法 109 条 3 項で規定

ア.議会の運営に関する事項

イ.議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

ウ.議長の諮問に関する事項

- ・議会運営委員会と会派代表者会のすみわけ

議会運営委員会も会派代表者会も議会を円滑に運営するために設置された機関。

分担を申し合わせ等で明確にする必要はある。

4.おわりに

講師の説明は「議会を円滑にするための協議機関」「議長を支える機関でもある」

「意見を出し合い、全会一致となるようにする」「全会一致には、反対の立場から考え、また互譲する」「どうしても一致しない時には、やむを得ず採決する」などとあった。

現実とのギャップを感じつつ聴講した。

議会運営委員会は協議機関であり意思決定はどうあるべきかと自問し、時間をかけ協議し互譲する風土の醸成を夢想した。

今後は会派内学習、意見交換などで議会運営についての理解を深め議員活動の充実を図りたい。